

電子契約に関するQ&A【令和5年8月15日現在】

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 契約日は4/1であるが、電子署名日が4/1以降になる場合の取扱いについて | 地方自治法第234条第5項には署名日が締結日とされているが、民法上の規定を運用し、契約書の条項に締結日から適用する特例条項を設けて運用します。詳細は別途お知らせします。 |
| 2 | 契約の相手方はそのシステムの導入が必要か。 | 相手方はインターネットに接続できる環境が整っていて、電子メールを送受信できれば可能です。 |
| 3 | 契約書に添付する仕様書なども添付できるのか。 | 契約書のほか契約書と一緒に添付している仕様書、図面等も添付可能です。 |
| 4 | 電子署名の期限はあるのか。 | 電子署名期限は10年。10年を迎える前に署名し直すことで、その日から10年（延長）とすることが可能です。 |
| 5 | 紙の契約書に貼付している収入印紙は、電子契約の場合にはどのように取扱うことになるのか。 | 電子契約の場合は、収入印紙の貼付を不要とする法令改正が行われています。これにより、電子契約の推進と事業者の負担軽減が図られます。 |
| 6 | 長期継続契約（5年間）によりすでに締結している契約書は、どのタイミングで電子契約に移行するのか。 | 現在、書面で締結している契約書はその期限を迎えるまで書面とし、次の更新等の時点で電子契約に切替えて行くこととします。 |
| 7 | グレーゾーン解消制度とは。 | 電子契約を取扱う事業者が現行規制の適用範囲が不明確な場合において、安心して新事業活動を行い得るように具体的な事業計画を国に申請し、国において電子署名法第2条第1項への該当・適法性を認証する制度です。これにより、当該事業者が取扱う電子契約は国の認証を受けたものとして安心して利用することができます（導入した「クラウドサイン」は認証済のサービスとなっています。）。 |
| 8 | 例規整備等は必要か。 | 電子契約を運用する上では現行の紙契約書に関する規定（財務規則、工事請負契約約款等）を改正するほか、電子契約実施要綱を制定します。 |
| 9 | 電子署名により契約が成立する時点はいつか。 | 双方が契約書を確認し、電子署名（スタンプ）を最終的に行った時点になります。 |
| 10 | 契約書に電子署名（スタンプ）する流れは。 | 本町の場合は、町担当者→相手方担当者→相手方承認者→町承認者（文書取扱責任者）【契約成立】になります。 |
| 11 | 電子署名した契約書を証明する書類はあるか。 | 電子署名した証明書として「合意締結証明書」を出力できます。支出伝票に添付する契約書には電子契約した電子契約書と契約締結が分かるものとして、この「合意締結証明書」を添付します。 |

電子契約に関するQ&A【令和5年8月15日現在】

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 12 | 電子契約で締結した契約書に誤字・脱字その他の誤りが判明した場合、電子契約ではどのような取扱いとなるか。 | 電子契約で締結したものは、訂正・変更等は行うことはできません。よって、正しい契約書により改めて電子契約を締結するか、変更契約（当初契約を電子契約した場合は、変更契約も電子契約とする。）を電子契約で締結することになります。この場合において、変更契約の電子契約では、変更する当初の電子契約で締結した管理番号（クラウドサインで付番）で紐づけを行うことにより、関連付けを行うこととします。 |
| 13 | 建設工事の請負契約書等で、書面の電子化に相手の承諾が必要となるとあるが、どのような方法でどのような内容に承諾を得ることになるのか。 | 建設工事の請負契約は、建設業法の規定に基づき相手方の同意が必要になります。そのため、建設工事の公告に「電子契約対象案件」であることを記載するほか、当該落札候補者が電子契約により締結したい場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（建設工事用）」を提出させ同意することになります。なお、この「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」による電子契約への同意は、建設工事の請負契約書に限らず、電子契約の対象となるすべての電子契約について適用します。 |
| 14 | 町に提出する「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、案件ごとに提出するのか。 | 契約案件ごとに提出をお願いします。なお、変更契約時には提出不要となりますが、確認書に記載した内容（メールアドレスや担当者等）に変更が生じた場合は、再度提出をお願いします。 |
| 15 | 契約担当者は、複数名設定できるのか。 | 発注者及び受注者ともに、契約担当者と契約承認者をそれぞれ1名設定することになります。 |
| 16 | 発注者が契約承認者と契約担当者が同じ場合（個人事業主やメールアドレスが一つしかないなど）は、どうするのか。 | 個人事業主等で契約承認者と契約担当者が同じ場合は、契約権限者欄にのみ1名設定することになります。 |
| 17 | 電子契約した電子契約書を印刷したら印紙税は課税されるのか。 | 印紙税が課税されるのは、原則として課税文書の原本のみになります。電子契約の場合、電子署名が付された電子ファイルが原本となり、それを印刷した書面は写しとなりますので、印紙税は課税されません。ただし、電子契約書を印刷した書面に、相手方の署名・押印・原本証明のいずれかが付されている場合は、印紙税の課税対象となりますので注意してください。 |
| 18 | 電子契約同意書兼メールアドレス確認書に押印は必要か。 | 押印は不要です。 |

電子契約に関するQ&A【令和5年8月15日現在】

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 19 | 電子契約同意書兼メールアドレス確認書はどの段階で提出するようになるのか。 | 建設工事の場合、落札候補者が提出する資格審査の書類に併せて電子入札システムにより提出してください。建設工事以外の契約の場合は、町と契約相手方における契約内容の確認及び契約書の内容確認等の協議を行う時まで提出してください。 |
| 20 | 賃貸借等において3者契約を締結する場合があるが、電子契約でも対応可能か。 | 3者契約においても電子契約で締結可能です。この場合は、それぞれの契約相手方から「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出が必要になります。 |
| 21 | 契約書のPDFデータに容量制限はあるか。 | 町側は、1ファイル当たりのデータサイズ：～20MB、全てのファイルの合計データサイズ：～50MB、1回の送信で添付できるファイル件数：～100件です。 契約相手方に電子メールで送信可能な容量は全てのファイルの合計データサイズが6MB未満(キャリアメール宛の場合は2MB未満)です。この場合において、ファイルサイズが6MB以上の場合(キャリアメール宛の場合は2MB以上)は送信エラー防止のためファイルが添付されません。この場合の代替措置として、書類のダウンロードが可能なURLリンクが設定されますので、そちらからアクセスして書類を保存してください。 |
| 22 | 電子契約を実施するにあたり、安全性は大丈夫か。 | 町側の電子契約に関するデータはクラウド上で保存され、契約相手方はメールでのやりとりのみになります。また、本町で使用するクラウドサインは総務省の認証(ISMAP)を受けたサービスとなりますので、セキュリティ対策を含め安全性は確保されています。 |
| 23 | 電子契約の選択権は受注者側あるとのことだが、受注者側への周知等はどうするのか。 | 契約の相手方になる事業者等への制度活用周知は、町ホームページ及び広報紙で周知しています。また、8月8日に事業者向け説明会を実施し、電子契約の推進を図ります。 |
| 24 | 契約における遡及適用の条項について。お互いの合意の元ではあるが、契約前に契約業務を開始することになる。それは問題ないのか。 | 電子契約では、契約が締結された時点のタイムスタンプが自動的に付与されます。そのため、契約書の日付とタイムスタンプの日付が異なる場合があります。これは契約実務上やむを得ないバックデート(契約締結日より過去の日付を契約締結日とし、署名欄の日付に記載すること。)は、不正なバックデートには当たらないとされています。問題は、契約書の本文に特段の記載がなければ「契約締結日＝効力発生日」になることに注意してください。よって、契約締結日と効力発生日が異なるような場合には、契約書条項に遡及適用条項を記載することとします。この点については、契約相手方と契約内容の協議段階において確認してください。 |

電子契約に関するQ&A【令和5年8月15日現在】

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 25 | 町側に届くメールはLGWAN系で届くのか。 | お見込みのとおり。ただし、クラウドサインからダウンロードするデータは、現在、インターネット系のみでダウンロード可能となっておりますが、遅くとも10月末までにはLGWAN系でもダウンロードできるよう改修を行っています。 |
| 26 | 契約の承認がどこまで進んでいるか、途中で確認することは可能か。また、承認に期間設定はあるか。 | クラウドサインに接続することで契約の承認状況を確認することができます。また、相手方に届くメールに記載あるリンクの期限は10日間となっているため、それを超えると閲覧できなくなりますので、期間内に確認及び承認がなされるよう、町側からも電話連絡等により円滑な手続きに努めてください。 |
| 27 | 遡及適用が可能な期間は定めているのか。 | 当該業務の契約すべき時期までに速やかに行ってください。なお、町の契約事務担当者は、クラウドサインにより送信する前に、必ず契約相手方に対し電子契約手続きが円滑に行えるよう事務連絡(いつ送信するか、いつまでに同意をお願いするかなど)を行ってください。 |
| 28 | 請書も電子契約の対象となるとのことだが、請書は契約の考え方と異なるがいいのか。 | 請書は、契約書を省略することができる場合の一つの手段として、契約相手方からの請書提出と規定されています。本町では、請書は契約書と同じ性質をもっていることから、電子契約の方法により提出させる場合も対象とし、請書を電子契約サービスを使用して提出させる場合は、請書の内容について町側と契約相手方が確認・合意した請書として提出されたものとして取扱うこととします。 |
| 29 | 契約の締結日はいつになるのか。また、何をもって締結日を確認するのか。 | 町契約承認者の承認により電子署名(タイムスタンプ)が付与された日が契約締結日となります。なお、電子契約による契約締結日等を証明するものとして、合意締結証明書で確認することになります。 |
| 30 | 電子契約サービスは見積書等の提出も該当になるのか。 | 電子契約サービスは、契約書の締結事務のみ対象となります。その他の手続等は、現行どおりとなります。 |
| 31 | 町では、将来的にすべての契約を電子契約にする考えなのか。 | 本町では、行政手続のデジタル化を推進する取組の一環として電子契約の実施体制を整備したところであります。一方、電子契約での契約締結体制が整わない事業者等もいらっしゃいますので、当分の間、紙契約書と電子契約書とするかを契約相手方が選択できるよう事業者等にも配慮し、町では電子契約の積極的な利用を推進していきます。 |
| 32 | 資料での説明会のみでは電子契約サービスを理解するのが難しいので、実際に操作できるような場があるといい。 | 電子契約サービスを実際に利用し体験できる機会を提供できるよう調整します。なお、実施に当たっては、町ホームページで周知します。 |